

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	(1) 一般廃棄物処理施設の設置の許可 (2) 一般廃棄物処理施設の構造、規模の変更の許可	
根拠法令・条項	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項に適合しているか。 ・一般廃棄物処理施設に係る技術上の基準 別表第4号に適合しているか。 	
標準処理期間	標準処理期間	(1) 一般廃棄物処理施設（政令第5条の2に規定する施設）に係る許可又は変更許可申請 おおむね4か月 (2) (1)以外の一般廃棄物処理施設に係る許可又は変更許可申請 おおむね2か月
	標準処理期間を設定できない理由	

< 関係法令（抜粋） >

平成 25 年 4 月 1 日現在

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）・・・・・・・・・・ 3

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

（許可の基準等）

第八条の二

5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（変更の許可等）

第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。